令和８年11月4日発行

けいせん 議会だより

第56号

一般会計・特別会計決算審査 特別委員会審査結果報告

基金残高が約35億円である一方、町債残高が約45億円となる中、健全化判断比率のひとつである将来負担比率は発生していませんが、経常収支比率が９９．５パーセントと昨年度より2.1ポイント高くなっています。

行政へのニーズが多様化・複雑化する中、眼前にある課題への対応はもちろん、財政の中・長期計画を早急に策定し、今後の財政の見通しや財政収支計画を作り、行財政改革に関する調査特別委員会を設置して、執行部と議会とで研究・協議し、限られた財源・資源の中でより効率的・効果的で計画性のある行財政運営を行うことを要請しました。



決算審査特別委員会

水道事業会計決算審査 特別委員会審査結果報告

水は、生活基盤や社会経済を支える重要なものです。ゆえに、水道事業者には、安全・安心な水道水を安定して供給し続ける使命があります。

よって、次のことを提起しました。

①経年劣化によって施設や管路が老朽化しているので計画を立てて改善を進めること。

②施設更新のための財源確保に向け水道料金の見直しを検討すること。

③自然災害への対策を講じること。



土師浄水場視察

一般質問（9月定例会）



吉川紀代子議員

学校トイレへの生理用品設置について

問 過去3年間保健室で生理用品を受け取った件数は。

答 （学校教育課長） 桂川小学校は116件、東小学校は12件、中学校は70件。

問 授業中や放課後など、どのような状況で利用していたのか。

答 （学校教育課長） 授業中でも急を要する時や不足した時に利用していた。

問 保健室を利用できなかった児童生徒の実態調査の有無は。

答 （学校教育課長） していない。

問 前回「いたずらや持ち去りが懸念される」との答弁の根拠は。

答 （教育長） 教育長会での話。

問 生理用品を学校トイレに設置している自治体の取り組みの調査・研究等は。

答 （教育長） 全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境整備に努めていく必要性は認識している。

問 学校トイレへ試験的に設置・検証を。

答 （教育長） 再度、学校と協議するが、これまで通り学校の判断を優先し尊重する。

本町3校の体育館へのエアコン設置について

問 学校体育館における暑さ指数（WBGT）とその結果は。

答 （学校教育課長） 5月・6月の暑さ指数は26～28で推移。7月～9月の暑さ指数は31を超える日が続いた。

問 暑さを理由とした体育館の使用中止や制限した理由は。

答 （学校教育課長） 暑さ指数が31を超えた場合は、運動場・体育館の使用中止。厳重警戒の28～31の場合でも、状況により中止することもある。

問 補助金制度活用の検討は。

答 （教育長） これまでよりも有利な国の制度として「屋内運動場の空調設備事業」が設定されているが、活用するかは庁内の協議が必要。

問 空調整備に至っていない理由は。

答 （教育長） 学校建設の問題もあり、庁内でしっかり協議していく必要がある。

問 エアコンのない体育館は避難所として適切か。

答 （町長） 必要に応じて体育館の利用についても考慮する必要がある。

問 設置計画の有無と方向性は。

答 （町長） 他の事業との関連も考慮し計画的な検討が必要。

問 空調を計画的に着手すべきでは。

答 （町長） 学校教育施設の在り方など全体的な計画が必要と考える。

※文字数制限のため他は未掲載



大塚和佳議員

認定こども園建設に伴う県道下秋月線と役場横の道路対策について

問 建設に係るすべての金額は。

答 （建設事業課長） 約8億5,300万円（橋建設2,700万円）。

問 開園後の道路対策は。

答 （建設事業課長） 送迎時間は7時30分～9時までで、概ね5分間で10台程度の交通増加量と見込んでいるため、大きな影響は受けないと判断している。

問 住民説明会は。

答 （子育て支援課長） 年内に実施したい。

予約乗合タクシーの取り組みについて

問　地域公共交通会議の協議内容は。

答（企画財政課長）　計画策定時、またその後の会議においても特段の意見はなかった。

問　実施できない理由は。

答（企画財政課長）　福祉バス・予約乗合タクシーのメリット・デメリットを勘案した結果。

新ゴミ処理施設建設に伴う温浴施設等の建設と代替案について

問　温浴施設等の施設は、建設のための必須条件なのか。

答（保険環境課長）　県央の事務になるので回答できない。

問　九郎丸区や町民から新たな要望は。

答（保険環境課長）　出ていない。

配水池の建設について

問　湯の浦の農地を候補地として決定した理由は。

答（水道課長）　道路に面しているため、点検等の維持管理を行いやすい。

問　現在の配水地（種因寺裏）の今後は。

答（水道課長）　具体的には考えていない。

町長としての20年間の評価について

問　桂川駅舎建設は。

答（町長）　付近の住宅建設やトライアル等の出店が考えられる。

問　雨や風のときはどこで待つのか。

答（町長）　待合室や屋根のついたホーム。

問　ゆのうら体験の杜は。

答（町長）　野外活動等の利用者が喜んでいる。

問　桂川町自治基本条例は。

答（町長）　自治運営の基本で理念的なものが主で、具体的なものは後に託している。

　例えば住民投票が必要になれば、この条例に基づいて具体的な内容を示した新たな条例の制定が必要。

地震対策について

問　熊本地震から得た教訓は。

答（総務課長）　日ごろから町民・地域はもとより、関係機関や団体と連携して防災意識の醸成を図るとともに、具体的な防災対策を進めていく必要があることを痛感した。

※文字数制限のため『財政状況と健全財政の維持の認識』は未掲載



柴田正彦議員

桂川町の落札率の高さについて

問　談合は犯罪か。

答（建設事業課長）　独占禁止法、刑法等に罰則が定められた行為。

問　談合するということは、町民のお金をくすねるということ。

　町長は談合を必要悪だと考えるのか。

答（町長）　談合は必要悪ではない。法律に禁止された行為。

問　5期20年という長きにわたり町長をされ、その前はさらに30年以上にわたって町の職員をされていた井上町長は、談合の話を聞かれたことがあるのか。

答（町長）　直接聞いたことはない。

問　飯塚市に比べ、桂川町の落札率が非常に高い。

　飯塚市は業者も多く、その中から10数社が指名されて入札する。ゆえに、ほぼ全ての業者が最低価格で入札し、くじ引きとなっている。

　一方、桂川町は業者が少ない。指名業者は6社ぐらい。そのために、どこが指名されているのかわかる。

　業者が談合しているのでは。

答（町長）　桂川町の落札率が高いのに意図的なものはないと思う。それぞれの状況がある。

問　犯罪である談合があってい

るのか、あっていないのか確かめる方法がある。
桂川町は業者の数が少ないから談合ができる可能性があるので、飯塚市や嘉麻市の業者を試験的に入れてみる。
それで、落札率が変わらなければ、談合はあっていない。やってみましょう。

答（町長）桂川町の業者を指名するのは、地域の振興・産業の振興のためで、災害時には迅速な対応を協力的に行ってもらっている。
談合を解消するために飯塚・嘉麻から事業者を入れるという発想が私にはない。

意見　町長の答弁は経済収支比率を99.5%にした人の発言ではない。桂川町の経済状況は危機的。
実態として、桂川町の落札率はあまりにも高すぎる。談合を行っているのなら、町民のお金が不当に奪われていることになる。チェックするために他市の業者を入れてみるべき。

※文字数制限のため「一般廃棄物処理基本計画とごみ処理施設について」「議会と町長との関係について」などは未掲載



杉村明彦議員

医療的ケア児支援法の改正を踏まえた切れ目のない地域支援体制の構築について

問　本町において、日常的に医療的ケアを必要としている子どもは何名か。
また、家族が抱えている課題をどのように把握しているのか。

答（健康福祉課長）医療的ケアが必要で、障がい児福祉サービス等を利用している児童は9名。
課題の把握は、家族からの直接の相談や障がい児相談支援事業所相談員や障がい児福祉サービス事業所職員等からの情報提供などで行っている。

問　どの部署が中心となり、医療機関・訪問看護・障害福祉サービス・保育所・学校などとの連携を図っているのか。

答（健康福祉課長）18歳未満の対象者については、健康福祉課母子保健係が窓口となり、適切な支援や施策につながるよう関係機関との連携を図っている。

問　「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えるが。

答（健康福祉課長）飯塚市・嘉麻市と共同で委託している飯塚市・嘉麻市・桂川町障害者自立支援ネットワークなどで、改正法にある課題の解決等に向けての協議を行っている。

問　レスパイト枠の拡充や、ケアラー支援の強化は。

答（健康福祉課長）自宅や学校・保育園活動時に定期的に医療的ケアの処置が必要な場合、医療保険制度の訪問看護派遣対象外なので、学校で看護師を配置するか、家族がその時間に学校に行って処置するかしかなかった。
そこで、町から補助を行い平時より利用している訪問看護事業所の看護師による処置が可能となった。
更なる事業対象の拡大や新たな支援など、検討していきたい。



下川康弘議員

桂川町の課題について

問　桂川町の課題は。

答（町長）人口減少の問題をはじめ、教育福祉・産業経済・生活環境などの分野においても課題を抱えていると認識している。

問　その課題に向けた具体的対策は。未来のビジョンも含めて。

答（町長）桂川町は今、基盤となる土台づくりの大切な時期にある。それは、大きな課題に直面し、どう取り組んで行くのか、難しい判断を迫られている。
①豆田稲築線の改良工事で、桂川小学校と中学校の間を道路が通ることになるため、将来の学校教育施設のあり方についても全体的な計画が必要となる。
②新ゴミ処理施設の建設については、組合の構成市町として、また建設予定地の所在自治体として重要な立場にある。安心して生活できる環境づくりには欠かせない事業。

③老朽化している水道事業施設（浄水場・配水池・施設配管等）の更新について計画立案し、住民の理解をいただき着手する時期にきている。

④認定こども園の建設を機に、学校教育と連携し幼児教育の充実を図り、一環した教育保育の実践につなげたいと考えている。将来の行政課題に対応できる組織の改編は大変難しい。

町にとって本当に功を成すのか、悩ましい事案が噴出してくるように思うが出来ることから順次実践して行くことが大切だと考える。

問　次期選挙への出馬は。

答（町長）　抱えている課題等について、肝心なことは「道筋をつける」ことだと思う。

このため次の町長選挙の立候補に向けて準備していきたい。



原中政廣議員

桂川町顧問弁護士について

問　顧問弁護士の人数および氏名は。

答（総務課長）　3名。古本栄一（ごもと）弁護士・松尾朋（とも）弁護士・市川俊司弁護士。

問　顧問弁護士の役割は。

答（総務課長）

古本弁護士は、行政全般にわたる法律相談業務。

松尾弁護士は、行政手続きなどの行政関係法律相談業務。

市川弁護士は、住宅新築資金貸付金の回収に係る相談業務。

専決処分について

問　提訴の具体的な内容は。

答（税務課長）　住宅新築資金等貸付金制度には、住宅新築・宅地取得・住宅改修に伴う貸付金制度があり、今回の議会で報告する案件は、宅地取得に伴うもの。

この貸付金の契約者が死亡のため、唯一の相続人や保証人から返済を得たが令和6年11月28日の返済を最後に返済がない。

そのため、唯一の相続人に対し、催告等を重ねたが支払いや連絡がないため訴えを起こしたもの。

問　議会への報告は。

答（税務課長）　債権回収については、決算の場において報告する。

問　住宅新築資金等貸付による徴収金は一般会計に歳入として繰り込むとの説明を受けてきたが、一般会計で処理しても私債権であることにかわりはないのか。

答（税務課長）　私債権であることにかわりはない。

専決事項の議会説明について

問　地方自治法第180条第1項に基づく委任指定に関する議会と行政との申し合わせは。

答（町長）　執行部と議会の信頼関係は不可欠なものであり、今後とも継続していく必要がある。



○9月定例会の様子は桂川町HP『議会』で、ご覧になれます。

○町長・町議選のため、12月の定例会の日程は未定

つぶやき

平成14年4月から令和8年11月まで桂川町議会議員を勤めてきました。議員歴は24年7ヵ月です。この間いろいろなことがありました。

嘉飯山2市8町合併協議会からの離脱、町議会に対するリコール運動による議会解散・町長の辞職、その後の出直し選挙。また翌年の町長不信任案可決による議会解散など激動の時期、私自身は副議長に就任し、議長や各議員とともに町政の混乱を乗り越えることができました。それも今思えば、いい思い出となっています。

新たな議員の皆様には今後、町のますますの発展に寄与していただくことを祈念いたします。

最後に、私を信じ、温かく応援してくださった地域の皆様、本当にありがとうございました。

そして何より、どんな時も家を守り、支えてくれた家族へ、心からの感謝を。これからは少しのんびり、家族との時間を大切にします。

竹本 慶吉



９月定例会
議案等の審査結果



○：賛成　●：反対　欠：欠席

件名		結果	林英明	下川康弘	柴田正彦	杉村明彦	大塚和佳	吉川紀代子	北原裕丈	竹本慶吉	原中政廣	青柳久善
諮問第２号	人権擁護委員候補者の推薦について	同意		○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第３号	人権擁護委員候補者の推薦について	同意		○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第12号	令和８年度桂川町一般会計補正予算（専決第２号）について	承認		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	町道路線の認定について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	桂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	令和８年度桂川町一般会計補正予算（第３号）について	可決		○	●	○	●	●	○	○	●	○
議案第26号	令和８年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	可決		○	○	○	○	●	○	○	○	○
議案第27号	令和８年度桂川町水道事業会計補正予算（第１号）について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第１号	令和７年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定		○	○	○	○	●	○	○	○	○
認定第２号	令和７年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第３号	令和７年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第４号	令和７年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定		○	○	○	○	●	○	○	○	○
認定第５号	令和７年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第６号	令和７年度桂川町水道事業会計決算の認定について	認定		○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第２号	非核三原則の堅持を求める意見書（案）について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第３号	福岡県政の信頼回復と公費の適正執行を求める意見書（案）について	可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○

（報告事案）

報告第５号	健全化判断比率の報告について
報告第６号	資金不足比率の報告について
報告第７号	貸付金の支払請求に伴う訴えの提起について

発行責任者／桂川町議会議長　発行／桂川町議会広報委員会　☎0948(65)1136　●印刷／今心株式会社